

保護者の皆さまへ

お子さまの
就学に向けて



令和4年4月

藤崎町教育委員会 学務課

小学校新入学手続きのご案内

10月上旬 就学時健診等通知書の送付

藤崎町に住所があり次年度新小学校1年生になるお子さまがいる全家庭に就学時健診等通知書を郵送します。同封の就学児童個人調査票・家庭調査票・食物アレルギー調査票等をご記入のうえ、当日ご持参ください。

なお、藤崎町は、住所によって入学する学校が指定されていますが、相当の理由があると認められる場合には、学区外の学校に入学することができます。ただし、学区外の学校までの距離が近いという理由では認められませんので、ご理解ください。学区外就学を希望する場合は、10月中に学務課までご相談ください。

10月下旬～11月下旬 就学時健康診断の実施

当日は、受付にて記入済みの就学児童個人調査票・家庭調査票・食物アレルギー調査票等を提出ください。

また、就学時健康診断（内科、眼科、耳鼻科、歯科、視力、聴力、知能検査）に加えて入学説明会や学童クラブに関する案内等があります。

お子さまの体調不良で健康診断を受診できないときは、学務課までご連絡ください。（令和4年度の予定）

- ・藤崎小学校 11月 8日（火）
- ・藤崎中央小学校 10月25日（火）
- ・常盤小学校 11月 2日（水）

※いずれも午後からの健診です。また、日程が変更になる場合もあります。

1月下旬 入学通知書の送付

藤崎町に住所があり次年度新小学校1年生になるお子さまがいる家庭に入学通知書を郵送します。

通知書には、入学する学校と入学式の日程が記載されています。

4月 入学式

藤崎町立の小学校

○通常の学級

★特別支援学級

- ・知的障害学級
- ・自閉症・情緒障害学級
- ・肢体不自由学級
- ・難聴学級

青森県立の学校

★特別支援学校

一人ひとりの障害に応じた専門性の高い教育を行う学校です。






通級による指導


★黒石市立黒石小学校（通級指導教室）

小学校の通常の学級に在籍している児童が、週1～2時間程度、一部障害の状態に応じて特別な指導を受けに行く場です。

★印「特別な教育的ニーズのあるお子さま」の就学の流れは次ページをご覧ください。

★特別な教育的ニーズのあるお子さまの就学の流れ

| 時期 | 保護者 | 保育所（園）・幼稚園 | 教育委員会 |
|--|--|--|---|
| 年少～ 年中 | 年長になる前から、就学について相談したり考えたりすることが大切です。 | | (教育相談) 事前にご連絡ください。 学務課 TEL 69-5010 |
| 年長 4月 | 就学に関心のある場合、保育所（園）・幼稚園に申し出ます。 | 教育支援委員会（支援委員会）で審議すべきかどうか保護者と話し合います。 | |
| 5月 | 知的、自閉症・情緒、肢体不自由、難聴の特別支援学級を考えている場合、診断書が必要となるため、早めに病院を受診しましょう。 |  | |
| 5月 就学判断資料の提出（保護者 → 保育所（園）・幼稚園 → 教育委員会） ※病院やその他機関での検査結果がある場合には、書類と一緒に提出してください。 | | | |
| 6月 | 6月上旬 保護者との面談（保護者、教育委員会） ※教育委員会が今後の支援委員会の流れを説明し、必要な情報を聞き取りします。 （学校見学） 教育委員会にご連絡ください。 必要に応じて教育委員会が付き添います。  | | 6月中旬 藤崎町教育支援委員会（一人ひとりの幼児・児童・生徒にとって最もふさわしい教育は何かを審議する場です。） |
| 7月 | 7月～8月 子どもの行動観察（支援委員会の専門員が保育所（園）・幼稚園を訪問観察します。） | | |
| 8月 | 8月～9月 保護者との面談（支援委員会の専門員が、家庭でのお子さまの様子、学校への要望等をお聞きします。お子さまと一緒に面談にお越しくください。） ※必要があれば別日に検査を実施する場合があります。 | | |
| 9月 | | | |
| 10月 | 就学時健診（入学説明会あり） ※学校によって日程が異なります。  | 就学時健診等通知書発送 10月下旬 藤崎町教育支援委員会 （7月からの調査結果等を基に必要な教育支援及び就学先を判定します。） ↓ 教育委員会へ判定結果を通知 | |
| 11月 | 11月上旬 就学判断結果の通知（教育委員会→保護者） ※結果を基にご家族で話し合ってください。 | | |
| 11月中旬から下旬 就学先決定のための面談（教育委員会、校長、保護者） ※特別支援学校を希望する場合は、12月上旬に県へ書類を提出しなければならないため、最終判断は11月末となります。 | | | |
| 12月 | | | |
| 1月 | 入学通知が届く | | 入学通知書発送 |
| 2月 |  入学に必要な学用品の注文・お道具箱の中身など子どもと一緒に準備しましょう。 | | |
| 3月 | | | |
| 4月 | 入学 子どもが不安になりそうなら事前に学校に相談、確認をしましょう。  | | |

※  は藤崎町教育支援委員会の流れです。



皆さまの疑問におこたえします



Q. 教育支援委員会ってなんですか？

A. 障害のある幼児、児童生徒について、障害の種類や程度等に応じて適切な教育的措置に関する支援を行う委員会です。

Q. 教育支援委員会の構成メンバーを教えてください。

A. 委員会は、教育学、医学、心理学など、障害のある幼児、児童生徒に関する専門的知識を有する者で構成しています。

Q. 一人の子どもに対してどれくらいの期間で判断されるのですか？

A. いろいろな機関の人たちが関わって調査審議しますので、約半年はかかります。

Q. 最終的に就学先を決めるは誰ですか？

A. 最終的に就学先を決めるのは保護者の皆さまになります。

Q. 教育支援委員会の判断通りにしなければいけないのですか？

A. 保護者が最終的に就学先を決定することになりますので、判断通りにしなければいけないということではありません。ただし、その子の適切な学びの場はどこかということについて、教育支援委員会で審議していますので、1つの意見として参考にさせていただきたいです。

Q. 現在、特別支援学級に在籍していますが、今後判断の見直しはありますか？

A. 教育支援委員会で審議いたしますので、それにより判断が変わることもあります。まずは、学校にご相談ください。

Q. 特別支援学級に在籍する場合は、病院の先生からの診断が必要ですか？

A. 特別支援学級への入級の場合は、医師の診断書が必ず必要であるという訳ではありません。しかし、お子さまの状態を保護者の皆さまが正確に知っておくためにも病院を受診することが大切です。

Q. 地域の小学校に特別支援学級がない場合は、開設してもらえるのでしょうか？

A. 開設については、県に今年度申請して次年度すぐ開設とはいきません。地域にない特別支援学級をご希望の場合は、就学する2年前から教育委員会にご相談ください。

Q. 年度の途中からでも特別支援学級に移行することはできますか？

A. 年度途中では、原則移行することはできません。次年度4月からの入級に関しては、今年度の12月までに意思決定をしていただくことになります。

Q. 学校の特別支援教育支援員について教えてください。

A. 各小学校に3名程度、各中学校に1名程度配置されています。各学校では、特別な支援を必要とする児童生徒に対して学習支援等を行っています。なお、限られた人数のため、支援の必要度に応じて支援員の配置を調整しています。

Q. 特別支援学級への就学を考えていますが、学習内容は通常学級と違いますか？

A. お子さまの実態によって変わります。その学年の教科書を使って学習する子もいれば、下の学年の内容を学習する子もいます。通常の学級、特別支援学級にかかわらず、大事なことは「将来の自立」です。どの学習方法で、どんな学習をすれば将来自立できるか意識しながら行っています。

Q. 通級指導教室に通いたいです。どうしたら通えますか？

A. 通級指導教室は、黒石市に開設されています。通うためには、教育支援委員会での調査審議が必要となります。お早めに今通っている保育所（園）・幼稚園・学校の担任の先生にご相談ください。